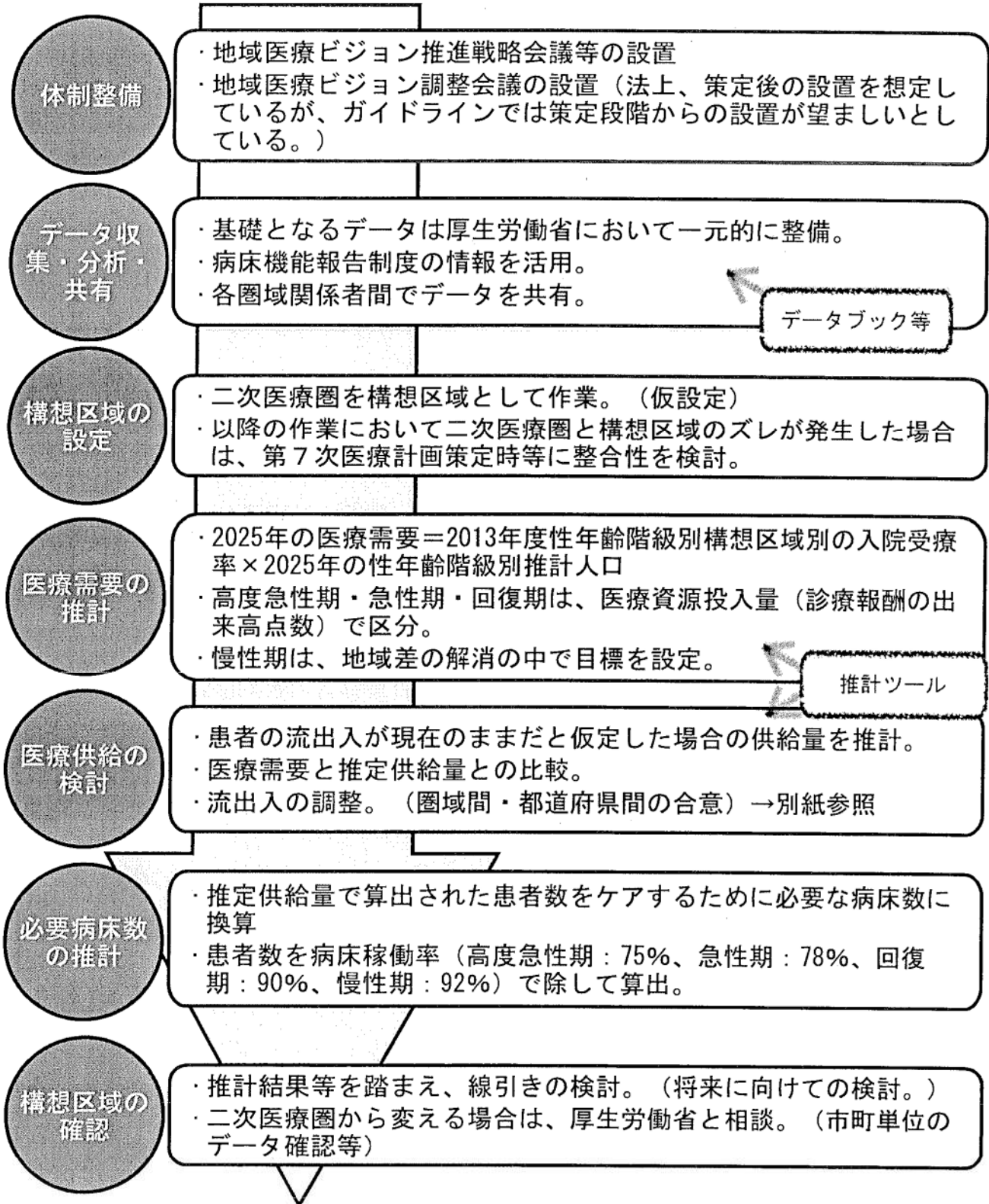
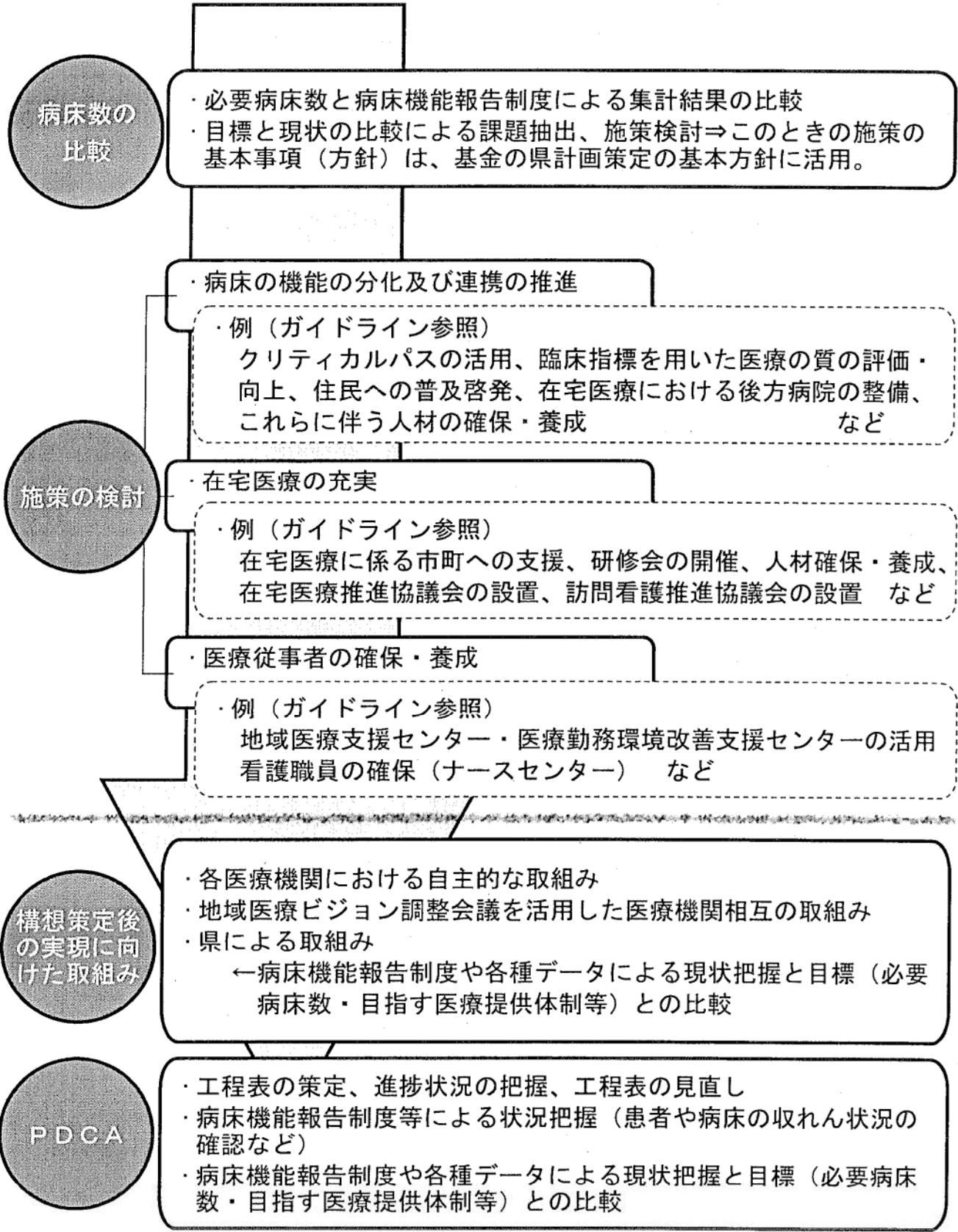


地域医療構想策定ガイドライン概要（策定の流れ）





地域医療構想策定ガイドライン概要（調整会議運営）

1. 目的

地域医療ビジョンの実現に向けた取組みを議論するため。

2. 主な議事

- ①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ②病床機能報告制度による情報等の共有
- ③県計画（基金活用事業）に盛り込む事業に関する協議
- ④その他地域医療ビジョンの達成の推進に関する協議
- ⑤医療機関の開設・増床等の許可申請、過剰病床への転換に関する協議（該当事例があった場合）

3. 議論の進め方

- ①病床機能報告制度や各種統計等による現状と地域医療ビジョンの必要病床数の比較・認識の共有
- ②①からの課題抽出
- ③具体的な病床機能の分化及び連携の在り方について議論（各病院の役割など）
- ④基金を活用した事業の議論

4. 開催時期

- ①定期的な開催
病床機能報告制度等による情報共有や基金事業に関する議論など
- ②随時開催
医療機関の開設・増床等の許可申請、過剰病床への転換に関する協議など

5. 開催単位

原則、構想区域ごと。ただし、議事等により合同開催や限定開催も可能。

6. 公表

原則、公開。ただし、患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱う場合等は非公開。

7. 合意

議事録を作成したうえで、合意したことを確認できる書面を作成することが適当。

8. その他

病床機能報告制度の公表で秘匿部分とした情報についても、調整会議においては活用可能。